

○茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則

昭和 52 年 3 月 22 日

茨城県規則第 11 号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則を次のように定める。

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、緊急に診察治療(診療)を要する内科、小児科、産婦人科等の患者に係る初期診療(以下「救急医療」という。)の体制を確立することにより、県民の健康及び安全の保持に資することを目的とする。

(協力の申出)

第 2 条 救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 2 条前段の規定により告示された救急病院又は救急診療所以外の病院又は診療所の開設者(以下「開設者」という。)は、救急医療に協力する旨を知事に申し出ることができる。

(指定及び告示)

第 3 条 知事は、前条の規定による申出をした病院又は診療所が次の各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、救急医療協力病院又は救急医療協力診療所に指定するものとする。

(1) 救急医療について相当の知識、経験を有する医師が常時診療に従事していること。

(2) 救急医療について必要な施設及び設備を有すること。

2 知事は、前項の指定をしたときは、当該病院又は診療所が救急医療協力病院又は救急医療協力診療所である旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。

(指定の取消し)

第 4 条 知事は、救急医療協力病院又は救急医療協力診療所について次の各号の一に該当する事実が生じたときは、前条の指定を直ちに取消すものとする。

(1) 開設者が第 2 条の規定による申出を撤回したとき。

(2) 前条第 1 項各号に該当しなくなつたとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により取消した場合に準用する。

付 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。